平成２８年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目１番26号　レオパレス21サクセス201
債務者　前田　　飛
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８３号
兵庫県西宮市中須佐町４番11―303号
債務者　布村　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１２号
兵庫県尼崎市潮江１丁目７番１―502号
債務者　立山　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番４号　グレストハイツ403号
債務者　坂力　　進
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２５号
兵庫県尼崎市潮江１丁目３番12―1908号
債務者　浦野　芳美（旧姓辰己）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３４号
兵庫県尼崎市昭和南通５丁目70番地　アルテ尼崎502号
債務者　東　君美子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４６号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目33番11号　ストリーム・ハイツ206号、前住所兵庫県伊丹市稲野町４丁目45番地
債務者　田中　恭三
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４７号
兵庫県西宮市門前町４番28号　メナージュ201号
債務者　和田英理子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５３号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目８番22号
債務者　川本　英男
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５８号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目21番19号Ｎ壱番館102号
債務者　江藤志津香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番22号102号、前住所兵庫県加古郡播磨町北本荘２丁目９番33号　クローバーⅡ104号
債務者　宮島　達也
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９１号
鳥取県米子市永江890番地　市住60Ｒ１―401号
債務者　吉川　裕子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県八女市吉田1191　筑水会病院内、住民票上の住所福岡県八女市黒木町北木屋638番地11　横溝アパート１号
債務者　森　　和美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１６６号
長崎県長崎市岩屋町10番10―501号
債務者　紫尾田美和
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
長崎県長崎市大園町６番17―1002号
債務者　池田　　博
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
大分県竹田市久住町大字栢木5802番地２　池ノ口住宅５－２
債務者　志賀　徳子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１４号
大分県竹田市大字太田671番地
債務者　日髙　邦世
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大分地方裁判所竹田支部